

## 二宮町国民保護計画案における修正箇所について

頁	行	章など	計画素案（修正前）	計画案（修正後）	備考
10	3	第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。	わが国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要ですが、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。 そのため、町は次のとおりその責務を明らかにし、町の国民の保護に関する計画を作成する。	県からの情報提供
17	3	(9)電気通信事業者	日本テレコム(株)	ソフトバンクテレコム(株)	平成18年10月1日より社名変更
17	3	(9)電気通信事業者	ボーダフォン(株)	ソフトバンクモバイル(株)	平成18年10月1日より社名変更
52	—	表中、医療救護班	○業務係長	削除	
57	26	(3)指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	関係する指定行政機関又は指定地方行政機関	関係する指定公共機関又は指定地方公共機関	